

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部学校総務課(市民文化会館) No.003

処 分 名	春日部市民文化会館の使用の許可
処 分 の 概 要	春日部市民文化会館を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 5 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 7 条、第 7 条の 2 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年条例第 52 号）第 3 条
審 査 基 準	<p>◎春日部市民文化会館の使用の許可は、当該施設の使用が次の（1）から（3）の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>（1）<u>秩序又は風俗を害するおそれがないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。</li> </ul> <p>（2）建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。</p> <p>（3）暴力団等の利益になると認められないこと。</p> <p>（4）<u>その他管理上支障がないこと。</u>（以下のような場合を指します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合</li> <li>・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合</li> <li>・点検・補修等、施設の維持に係る作業に支障がある場合</li> </ul>
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール、楽屋、リハーサル室及び展示室は、使用する日が属する月の 12 か月前の月の初日から使用する日の 7 日前までの間</li> <li>・練習室、会議室、和室及び特別会議室は、使用する日が属する月の 4 か月前の月の 15 日から使用する日の 3 日前までの間</li> <li>・ホール（客席を除く。）を春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないで使用するときは、使用する日の 1 か月前から前日まで</li> <li>・ホールの使用を伴わないリハーサル室は使用する日の 6 日前から前日まで</li> </ul>
申請方法	春日部市民文化会館窓口への提出

<p>備 考</p>	<p>管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。</p>
<p>根拠条例及び関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市民文化会館条例</p> <p>第5条 会館の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>3 教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市民文化会館条例施行規則</p> <p>第7条 条例第5条第1項の規定により会館（駐車場を除く。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市民文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。（略）</p> <p>2 前項に規定する申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。（略）</p> <p>(1) ホール、楽屋、リハーサル室及び展示室 使用する日が属する月の12か月前の月の初日</p> <p>(2) 練習室、会議室、和室及び特別会議室 使用する日が属する月の4か月前の月の15日</p> <p>(3) ホール（客席を除く。）を春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人、法人又はその他の団体が営利を目的としないで使用するとき 使用する日の1か月前</p> <p>(4) ホールの使用に伴い練習室、会議室、和室及び特別会議室を使用するときは、ホールの例による。</p> <p>(5) ホールの使用を伴わないリハーサル室 使用する日の6日前</p> <p>3 前項第2号の規定による申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。</p> <p>4 申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定するもの 使用する日の7日前</p> <p>(2) 第2項第2号に規定するもの 使用する日の3日前</p> <p>(3) 第2項第3号及び第5号に規定するもの 使用する日の前日</p> <p>5 教育委員会は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認め</p>

たときは、使用料を徴収し、春日部市民文化会館使用料金領収書（様式第2号）及び春日部市民文化会館使用許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を申請者に交付しなければならない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第3条